

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書 2025年

監査法人東海会計社
2025年6月



Contents

I. 統括代表社員からのメッセージ	3
II. 法人概要	5
III. 品質管理基盤	7
IV. 組織・ガバナンス基盤	9
V. 人的基盤	11
VI. IT基盤	13
VII. 財務基盤	13
VIII. 国際基盤	14
IX. 監査法人東海会計社の監査品質の指標(AQI)	14

本報告書は2024年7月1日から2025年6月30日までの事業年度を報告対象期間として作成しております。

1. 統括代表社員からのメッセージ

1. 経営理念について

経営理念

1. 高い監査品質で、社会的公器として市場経済の発展に貢献する。
2. 高い監査品質で、被監査会社の期待を超える専門的総合的サービスを提供する。
3. 全てのメンバーが、高い倫理観の下、個性・専門的スキルを最大限生かし自己実現を図り、監査チーム力を結集して、高い監査品質を実現する。

当監査法人は経営理念として、上記の3つを掲げております。

監査法人及び公認会計士の使命についてですが、ご存じのとおり、公認会計士法第1条において、「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」と位置付けられております。

当監査法人におきましても、財務情報の信頼性を確保すること、企業の内部統制を評価する過程において、指導機能を発揮し、企業のガバナンスの強化に寄与すること、更には、専門的総合的な知見に基づくサービスの提供を通じて、企業ひいては市場経済の持続的な成長と発展に寄与すること、これらを通じて、監査法人の使命を達成してまいりたいと考えております。

そうするためには、全ての構成員が高い倫理観の下、個性・専門的スキルを磨いて、これを発揮し、また、監査チームのチーム力を結集して、監査品質の持続的な向上を図っていくことが必要と考えております。

3つの経営理念には、以上のような、監査法人としての社会的使命の達成と、クライアントへの貢献、そして、個々人の成長の実現といった思いが含まれております。

2. 監査法人を取り巻く環境について

監査法人を取り巻く環境は、監査品質の維持・向上を目的とした各種法制度等の改正に伴い、規制環境が大きく変化している状況にあります。具体的には、公認会計士法の改正に伴う上場会社等監査人登録制度の導入、ガバナンス・コードに沿った業務管理体制の確立、監査品質のより一層の向上を求めるべく品質管理基準の改訂、独立性の強化のための倫理規則の改正等の規制環境の変化であります。

当監査法人におきましても、これら環境変化に適切に対応することにより、より高い監査品質を確保してまいりたいと考えており、次の7つの取り組みを経営方針として掲げております。

3. より高い監査品質の確保に向けての経営方針について

(1) 被監査会社へのコミットメントに向けた取り組み

業務執行社員・代表社員が、被監査会社の経営者や経理責任者と、日常から、より深いコミュニケーションを行い、被監査会社へ、より深いコミットメントを行うことで、より高い監査サービス・価値の提供を実現してまいりたいと考えております。

(2) 高いレベルでのチーム監査の実現に向けた取り組み

・全ての構成員が高い倫理観の下、個性・専門的スキルを磨いて、これを発揮できるような仕組みをつくること。

・また、自由闊達な議論ができる風土を醸成し、チーム内のコミュニケーションを活発に行うこと。

・加えて、チーム間で監査品質のバラツキが生じないように、標準監査手続書や標準監査調書といった様式を整備していくこと。

これらにより、高いレベルでのチーム監査を実現してまいりたいと考えております。

(3) 内部統制組織の確立に向けた取り組み

上場会社等監査人としての内部統制組織を確立するため、改正品質管理基準に準拠した組織体制の整備・運用を通じて、組織・ガバナンス基盤の充実を図ることを考えております。

(4) 高度な監査人材の確保に向けた取り組み

監査法人の使命、社会的責任を果たすため、また、より高い監査品質を確保するため、研修の充実により高度な監査人材を育成すること。加えて、当監査法人の魅力度を高める諸施策を実施することにより、優秀な人材を確保し、人的基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

(5) IT基盤充実にに向けた取り組み

情報セキュリティの確保、より高い監査品質の確保、業務プロセスの効率化を実現するため、積極的なIT投資により、IT基盤の充実を図ることを考えております。具体的には、常勤のIT専門家を採用し、また、VDI・仮想デスクトップを導入、加えて、電子調書を導入し、上場会社の監査業務より、順次、電子調書への移行を開始しております。

(6) 被監査会社のグローバル化への対応に向けた取り組み

IFRS監査、海外連結子会社等の監査品質を確保するため、それらに関わる担当者に対する必修研修の指定や、海外の監査人へのインストラクションの整備等を通じて、被監査会社のグローバル化に対応できる国際基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

(7) 財務基盤の健全性に向けた取り組み

財務基盤の健全性は独立性確保の重要な要素となるため、自己資本比率を重要な指標として採用し、自己資本の充実と維持を図ってまいります。また、報酬依存度について、倫理規則で独立性に懸念が生じる割合の被監査会社の有無に留意して、経営基盤につき独立性の確保をしてまいりたいと考えております。

以上に述べました7つの経営方針に基づいた組織的運営を継続的に行うことにより、全てのステークホルダーから信頼される、より高い監査品質を確保した、監査法人になることを目指してまいりたいと考えております。

統括代表社員 塚本憲司

塚本 憲司



II. 法人概要

1. 当監査法人の概要

監査法人東海会計社は1991年7月12日に名古屋市にて設立されました。設立以降、30年間以上に渡り本部事務所の所在地である愛知県の企業を主なクライアントとして、監査業務、株式公開支援業務を中心に業務を行ってまいりました。

現在は本部事務所の他に東京事務所も併設しており、愛知県のみならず関東圏のクライアントも増加してきております。関東圏のクライアントの増加に伴い関東在住の社員、スタッフの数も増加して現在の規模となりました。

2. 当監査法人の関与先

2025年6月末時点では、クライアント数は以下の通りとなっております。

クライアント数	140社
金商法・会社法監査	27社(非上場3社を含む)
金商法監査	1社
会社法監査	27社
学校法人監査	10社
その他法定監査	3社
任意監査	72社

なお、当監査法人は法人業務における非監査業務について積極的に拡大する方針ではなく、依頼があった場合のみ受託を検討する方針であります。ただし、上場会社等のクライアントからの非監査業務の依頼については、倫理規則等を勘案し社員会の決議事項としております。

3. 当監査法人の行動指針

私たちは、監査及び会計に関する職業的専門家として自らを律するべく、次の6つの行動指針を宣誓します。

(1) 監査品質を維持向上します。

私たちは、資本市場に関わるあらゆるステークホルダーの信頼に応えるため、監査チーム、監査事務所、そしてこれらをつなぐガバナンスの全ての面から、監査事務所の監査品質の維持向上に持続的に取り組んでいきます。

(2) 誠実に行動します。

私たちは、職業的専門家として常に誠実な態度を保持し、率直かつ正直に、強い意志をもって適切に行動します。また、重要な虚偽又は誤解を招くような情報、思慮なく提供された情報及び省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせる情報には関与せず、情報の信頼性の確保に努めます。

(3) 客観性をもって行動します。

私たちは、バイアス、利益相反及び個人、組織、テクノロジー又はその他の要因に影響されることなく、職業的専門家として客観的な判断を行います。

(4)職業的専門家としての能力を保持します。

私たちは、ビジネスの進展やテクノロジーの動向を継続的に把握し、専門業務の提供に必要な知識及び技能を修得及び保持します。また、職業的専門家として、注意深く、適切に、かつ適時にその職責を果たすよう行動します。

(5)守秘義務を遵守します。

私たちは、自己又は第三者の利益のために業務上知り得た秘密を利用せず、公共の利益に対する社会の期待を認識し、正当な理由により守秘義務が解除される場合を除き、厳格に、業務上知り得た秘密を守ります。

(6)職業的専門家として責任をもって行動します。

私たちは、その職務を果たすに当たり、関連する法令及び適用される基準等を遵守し、公共の利益のために行動するという責任を全うし、職業的専門家に対する社会的信用を守ります。

III. 品質管理基盤

当監査法人は、監査法人及び公認会計士の社会的使命を全うすべく、監査品質の維持向上を最重要課題とし、品質管理に関する体制を充実させるとともに、監査に携わるメンバー全員の共通認識として業務を行っております。

1. 品質管理システムの整備及び運用

当監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし、品質管理基準報告書第1号の適用対象業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、「品質管理規程」を策定し、品質管理システムを整備し運用しております。

(1) 当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

(2) 当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

また、当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用に当たり、当監査法人の性質及び状況並びに当監査法人が実施する業務の内容及び状況を考慮した上で、職業的専門家としての判断を行うとともに、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しております。

2. 品質管理に関する責任

当監査法人の品質管理に関する責任は、統括代表社員及び品質管理担当代表社員に割り当てられております。

特に、品質管理担当代表社員は、上場会社の監査に関して十分な経験を有しており、十分な時間をかけて品質管理活動を行っております。

3. 職業倫理及び独立性

日本公認会計士協会の倫理宣言に基づいて行動指針を策定するとともに、毎年職業倫理及び独立性に係る研修の受講を義務づけ、周知徹底を図っております。

また、原則として年に一度、クライアントに異動がある場合はその都度、全員に対して倫理規則実務ガイダンス第3号に定める監査人の独立性チェックリストを基に問題のないことを確認しております。2025年6月期における独立性チェックリストの回収率は100%であります。

さらに、ローテーションに関しては、事務所全体で把握し、独立性に反することなく、高い品質の監査が実現できる体制を維持しております。

4. 契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規締結の際に短期調査を行った上、受嘱に直接関与しない代表社員2名以上で構成された案件検討委員会において新規受嘱チェックリストを用いて、不正リスクを含むリスク評価を実施し、監査リスクを適切に評価した上で、社員会にて新規受嘱の可否を適切に検討しております。

新規受嘱の際には、被監査会社の財政状態、経営成績、経営陣の誠実性等を評価するとともに、担当する監査メンバーの能力や時間の確保を含む人的資源の検討、全ての社員及び職員を対象に独立性をチェックしております。

また、契約の更新につきましても、リスクや前期の監査実績等を考慮して、社員会にて適切に検討しております。

5. 資源の利用

(1) 人的資源

当監査法人は、職業的専門家としての研修、継続的な能力開発等により専門要員の能力向上に努めております。

また、専門要員への定期的な適性の評価とフィードバックを通じて、全体として監査業務を実施するための十分な時間が確保されているかどうか、また、適正及び適切な能力を有しているかどうかを検討し、監査チームを編成しております。

(2) テクノロジー資源

当監査法人では、監査チーム内での活発なコミュニケーション及び業務効率の向上のため積極的にITアプリケーションを利用しております。

また、情報漏洩リスクに対応するためにVDI(Virtual Desktop Infrastructure 仮想デスクトップ基盤)の利用を推進しております。調書作成についても電子調書システムの導入を進めております。

(3) 知的資源

当監査法人では、品質管理システムの運用を可能にするとともに一貫した業務の実施を促進することを目的として、文書化された監査マニュアルや監査手続に関する方針及び監査調書のひな型等の情報源へのアクセスを可能とするためのイントラネットを活用しております。

また、企業環境の理解のために企業に関する詳細な情報を提供するウェブサイトの購読等を積極的に活用しております。

6. 業務の実施

当監査法人は、監査チームの適切な指揮、監督及び査閲に関する責任を含む、監査の品質管理とそれを実現すること、また監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与することを監査責任者の全体的な責任と認識しております。

また、保証業務について下される判断の質に資するものとして、職業的懐疑心の保持及び発揮が監査責任者及び専門要員にとって重要であることを認識しております。

なお、当監査法人は、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や不正リスク対応などの専門的な見解の問合せ事項を定め、当監査法人内の専門知識を有する者もしくは当監査法人外の専門家と議論をし、その結果を監査チームから独立した、臨時の審査会が審査することになっております。

監査調書につきましては、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限を監査報告日から概ね60日と定め、以後は加筆修正等が行えないよう厳重に管理しております。

7. 審査

監査業務に対する審査は、監査クライアント毎に、監査チーム構成員ではない審査担当社員を選出しております。審査担当社員は、客観的な立場から、批判的な視点をもって、監査計画から監査意見形成までの全般の手続について検証しております。

また、当監査法人では、監査意見を形成する過程で、重要な事項について事前に審査担当社員によるチェックを義務付ける事前審査制度を設けております。さらに、重要な事象が生じた場合や、内規に規定する事象が生じた場合に、複数の社員から構成される審査会による上級審査を受けることとしております。

8. 品質管理システムに関するモニタリングと評価

品質管理システムに関するモニタリング及び改善プロセスとして、監査事務所の品質管理のシステムが有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価(監査業務の定期的な検証を含む。)を実施しております。さらに、進行中の監査業務で特に問題となりやすい重要論点を中心に点検を行う「ホットレビュー」を実施しております。

これらにより発見された不備については、法人全体として内容を検討し、個々の監査業務の改善に繋がるよう周知徹底することで、監査品質の向上に役立てております。

なお、直近の品質管理システムにおいて特に重要な不備は発見されていません。

9. クライアント及び資本市場参加者等とのコミュニケーション

被監査会社の監査役等とは定期的なコミュニケーションを実施しております。この中で会計監査の品質の向上に向けた当監査法人の取り組みを伝えております。また、被監査会社からの質疑に対しても応答することで、双方の理解を深めております。

また、資本市場の参加者等向けにビデオメッセージ(上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト)を公開しております。

さらに、年次報告書に対する株主、その他の資本市場の参加者等から意見等があることも想定しておりますが、これらへも積極的に対応する方針であります。

10. 内部及び外部通報制度

「内部外部通報規程」を定め、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備しております。ホームページの「監査ホットライン」より、所定の部署に通報が可能な体制となっております。

IV. 組織・ガバナンス基盤

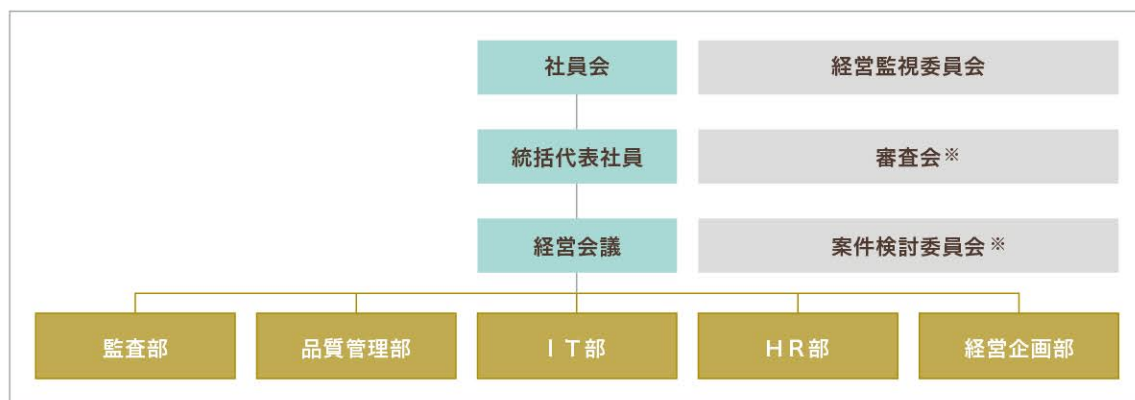
1. 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人の最高意思決定機関である社員会をはじめ、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに社員会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討を行う経営会議があり、監査部・品質管理部・IT部・HR部・経営企画部の5部門に権限を委譲し、方針の決定・業務の遂行を行っております。また、経営会議の議事内容に関しては、社員会への報告がなされ、質疑等による監視が実施されております。法人全体に関わる事項については、年3回開催される全体研修において、職員を含む全員に周知が図られております。

また、当監査法人は、経営全般に関する幅広い事項について議論し、経営の機能強化と実効性を支援するため経営監視委員会を設けており、そのメンバーの1人に外部の弁護士を迎え、社員会等での発言を参考に第三者の視点による健全経営を図っております。

2. 組織図

当監査法人は、実効性のある円滑な組織運営を行うため、法人業務を機能的に5部門に区分し、各部門へ権限を委譲しております。代表社員全員を各部門に配置し、部門毎に合議に基づき業務の意思決定を行い、業務遂行にあたっております。



※必要に応じて開催

3. 社員会

当監査法人における最重要案件に関しては、社員全員参加による社員会に基づき意思決定を行っております。月1回の社員会、経営会議からの上程を受けて、適宜、臨時社員会の招集及び開催を行い、意思決定を行っております。

社員会で審議すべき事項については、社員会規程を定めており、監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務担当者や審査会の判断に任せるだけでなく、品質管理部による重要事項の内容分析と対応策の検討など、各部門が主体的に役割を果たし、最終的に社員会において適切な判断ができる体制を構築しております。

なお、当監査法人は無限責任監査法人であるため、社員全員が社員会において常に活発に議論し、監査法人の方針等を決定する風土を醸成することに留意しております。

2024年7月1日～2025年6月30日までの
社員会の開催回数

12回

上記の定時社員会以外にも必要に応じて適時臨時社員会を実施しております。

4. 経営会議

機動的な意思決定を行うことを目的に経営会議を設けております。経営会議は、統括代表社員及び業務執行の責任者である各部門長を中心とした7名によって構成されております。

法人を代表する統括代表社員、経営会議のメンバーである各部門の部長は、社員会の決議により選任されております。経営会議のメンバーは監査実務に精通していることはもちろんのこと、統括代表社員については、リーダーシップを発揮できるトップとしての要素を勘案し、各部門の部門長については、法人の組織的な運営のための機能が十分確保される要素を勘案して選任されております。

経営会議の議事内容については、すべて社員会へ報告され、代表社員全員が把握しており、職員へは全体会議を通じて浸透されております。また、大手監査法人と比較して、経営運営機関と監査現場との距離感が近いため、監査の現場から経営運営機関への情報の流れが適時かつ円滑に確保されております。

2024年7月1日～2025年6月30日までの
経営会議の開催回数

10回

5. 統括代表社員

統括代表社員は委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し、社員会の決議に基づいて当監査法人の業務を執行しております。

6. 経営監視委員会

「経営監視委員会」には、当監査法人の代表社員（経営会議と異なるメンバーによる）に加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士（外部有識者）が参加することで、経営機能の実効性向上に資する助言・提言や、組織的な運営の実効性に関する評価への関与、評価及び報酬の決定過程への関与等に関し監督・評価機関としての役割が整備されております。

なお、独立性を有する第三者の「独立性」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における独立役員の「独立性基準」を参考に、当該第三者と当監査法人との間取引関係等、独立性基準に抵触する事項がないことを確認しております。

7. 全体研修での方針の伝達

統括代表社員は、トップとしてのメッセージについて、ホームページを通じて法人の内外に発信するとともに、法人内部に対しては毎年3回行われる全体研修の場において、当監査法人を取り巻く環境及び目指す方向性等についてのメッセージを伝達しております。

また、当該全体研修では、各部門から品質管理上必須とされる事項等の情報伝達が行われることにより、常に社員及び職員に対して最新の情報共有が図られております。

2024年7月1日～2025年6月30日までの
全体研修の開催回数

3回

V. 人的基盤

1. 社員・職員の状況

(1) 法人職員の構成

2025年6月末現在の当監査法人の人員構成は以下の通りとなっております。なお、非常勤職員についても、所定の研修や評価により一定以上の監査品質を確保していると判断しております。

代表社員	21名
公認会計士	115名(非常勤職員含む)
その他	10名(非常勤職員含む)

2. 監査リソースの確保

以下のような施策により監査リソースの確保を図っております。

(1) 人材の安定性の確保

人的基盤の維持には人材を安定的に確保することが不可欠であると認識しております。このための取り組みとして、当法人に在籍する職員からの紹介等による人材の募集を随時行っております。

また、勤務時間と勤務場所の多様化を図るとともに、時短勤務や休暇取得、テレワークの活用を推奨し、専門要員が働きやすい環境の整備を行っております。

(2) 教育訓練の実施

当監査法人では、大手監査法人等で十分な監査経験を積んだ公認会計士の中途採用を実施し、積極的な人材採用活動を実施しております。

採用後は法人内での研修等を通じて、監査業務に必要な能力の維持・向上を図るための教育訓練を行っております。

(3) IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

IT等の専門知識をもつ職員(非常勤含む)3名(うち1名は2025年8月より特定社員に就任)の体制で監査に当たっており、法人として深度ある対応ができる体制を整えております。

なお、IT等の専門知識をもつ職員については、今後も継続的に増加させる予定であります。

3. 研修に対する方針等

公認会計士の業務に必要な制度や規則は、内容が高度であるうえ、制定・改廃も多く、公認会計士として監査に従事する社員、職員は職業的専門家としての知識を継続的に維持・更新する必要があります。このため監査業務の品質を一定以上に保つためには、所属する社員、職員の能力開発を継続的に行うことが重要であると考えております。

当監査法人では、このような状況を踏まえ、監査品質の向上に資するための各種の取り組みを行っております。

具体的には、「社員・職員の教育訓練に関する内規」を定め、最新の監査実務に対応するために当監査法人独自で行う研修を策定し、それらを定期的の実施し、受講状況を管理することで専門要員の監査スキルを維持できるようにしております。

これに加え、日本公認会計士協会等の外部団体が開催する研修の中から当監査法人の業務の遂行において重要と認められる研修の受講を義務付け、これらについても専門要員の研修受講状況を把握し、CPD(継続的専門能力開発)単位取得の定期的な確認等を行うことで、監査品質のレベルアップを図っております。

4. 人材教育のための施策

(1) 人材の採用

当監査法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有する人材を採用しております。

具体的には大手監査法人等での監査経験を十分に積んだ公認会計士を中心として、一定以上の監査実務経験のある者を優先的に採用する方針であるとともに、監査法人の品質管理規程を理解・遵守し、一定以上の監査品質を確保できることを採用の条件としております。

(2) 研修の実施と取得単位数の管理

監査に従事する公認会計士に対して、日本公認会計士協会会則第122条第3項で定める必要な単位数(3年間で120単位)とともに、各年度で40単位を履修しなければならないことを定めております。また、年間で取得すべき単位の内訳として、職業倫理に属する大分類2単位以上、税務に関する研修項目2単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修項目6単位以上(うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修)の履修を義務付けるとともに、監査に従事する公認会計士の研修であることに鑑み少なくとも20単位以上は税務に関する単位以外の取得を義務付けております。

これらの単位取得及び最新の監査実務に対応するために当監査法人独自で行う研修を少なくとも年3回以上実施するとともに、日本公認会計士協会等の外部団体が開催する研修の中から当監査法人の業務の遂行において重要と認められる研修の履行を専門要員に義務付け、これらについても専門要員の研修受講状況を把握し、CPD(継続的専門能力開発)単位取得の定期的な確認等を行っております。

(3) OJT(On The Job Training)

当監査法人の職員の大半は経験豊富なメンバーで構成されておりますが、クライアントの特徴に併せた能力の開発が必要とされるため、監査チーム内でより経験を積んだ専門要員が指導・助言を行うことで、他の専門要員の能力及び適性の維持・向上に努めております。

(4) 人事評価

社員及び職員の評価に当たっては、実施した監査業務の内容や職業倫理(独立性を含む)の遵守状況を特に考慮し、監査の品質を重視した評価を行っております。

社員の評価は年に1回実施しており、全社員を対象に評価が実施されております。評価項目は、公認会計士に必要とされる能力に関する「専門的評価」、法人全体の品質管理に対する「品質管理評価」、社員に必要とされるマネジメント能力などの「一般的評価」となっております。これらについて、監査業務や担当業務等に対して評価がなされております。

専門要員の評価に関しては、「職員の評価及び報酬に関する内規」に従い、年に1回評価を実施しております。評価に当たっては2名の業務執行社員が職員の業務評価を実施しております。評価項目は、監査基準に関する理解等にかかる「専門評価」、業務の遂行状況にかかる「業務成果」及び「意識評価」、現場で必要とされるクライアントとの調整力等の「能力評価」となっており、監査業務等の品質管理を中心に業務評価がなされております。

(5) 兼業に関する方針

監査に専念することで監査の品質向上に資するため、兼業を認めないという考え方もありますが、当監査法人では、社員及び職員が監査以外の職務を行うことにより、監査業務上有用な知識や見識を身につける機会を確保することで、監査品質の向上につなげることができるという方針のもと専門要員に兼業を認めております。

ただし、兼業を認めるにあたっては、兼業による独立性の懸念がないように全職員に独立性のチェックリストの提出を義務付けるとともに、少しでも独立性に疑問があると認識した場合は当該業務実施前に法人へ報告することを義務付けております。

また、兼業による利益相反取引への対応として、全社員には兼業実施前に社員会での承認を受けることを義務付けております。

なお、兼業により監査品質が低下しないよう、専門要員に対する教育研修を行うことにも留意しております。

VI. IT基盤

1. IT基盤整備のための基本方針

当監査法人は、監査クライアントのIT化への対応及び監査業務の効率化と監査リスクの低減の両立、適切な情報セキュリティの強化、働き方の多様化を実現するために、IT基盤の整備への投資を積極的に実施しております。

2. ITへの取り組み

(1) 監査業務へのIT利用

電子監査調書システム(CaseWare Working Papers)を導入し、監査業務の効率化及び監査調書の改竄防止による監査品質の確保を目指しております。

(2) 情報セキュリティ対応

情報管理の重要性の高まりに対応するための情報取扱管理規程、情報セキュリティの方針を定めたセキュリティポリシー、リモートワーク等の働き方の多様化を実現するためリモートワークセキュリティ基準、インシデント発生時の対応手順を定めた情報セキュリティインシデント対応マニュアルを整備しております。

監査利用のパソコンの物理的な紛失等による情報漏洩防止及びリモートワークの実現のためにVDI技術を利用したクラウド環境を整備し、日常的なセキュリティに関するモニタリング及びチェックリストの入手等によってモニタリングを実施することで、セキュリティの強化を進めております。

(3) IT専門家の登用

経験豊富なIT専門家の採用を積極的に行い、通常のIT監査業務だけではなく、法人としてのITインフラの整備に関与することで効率的かつ効果的な監査ツールの導入や情報セキュリティの高度化の実現を目指しております。

VII. 財務基盤

1. 財務基盤

当監査法人の財務基盤は安定しており、直近2期間の自己資本比率の推移と直近の資本金は以下の通りとなっております。

自己資本利比率を一定以上に保つことにより、法人の財務安定性を維持することで、監査業務の持続可能性を確保しております。また、法人設立以来配当を実施せず、内部留保の充実に努めております。

(1) 自己資本比率

自己資本比率は以下のように安定的に推移しております。

2024年6月期	2025年6月期
87.6%	87.2%

(2) 資本金

2025年6月現在 42,000千円

(3) 監査・非監査別業務収入

監査業務収入と非監査業務収入は以下の通りであり、当法人の収入の90%以上は監査業務収入となっており、継続的に監査業務以外の収入に依存する体質とはなっていません。

	2024年6月期	2025年6月期
監査業務収入	1,057,177千円	1,085,672千円
非監査業務収入	56,416千円	71,490千円
監査業務収入比率	94.9%	93.8%

2. 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める監査報酬が最も多い被監査会社グループに対する報酬依存度は2025年6月期で5.3%となっており、倫理規則で定める15%を超えてはおりません。

VIII. 国際基盤

1. グローバルネットワークへの加入方針

グローバルネットワークに加入した場合、当該グローバルネットワーク専用の監査マニュアルやツールの使用が強制される可能性があり、それらは必ずしも我が国の監査環境に適合しているとは限らないと考えております。また、その対価としてのロイヤリティ支払等により、当監査法人の財務基盤の在り方も見直す必要が生じるものと認識しております。

グローバルネットワークへの加入は、上述のようなネガティブな側面もあると考えており、現時点における当監査法人の監査クライアントが営む海外での活動状況や規模等を考慮すると、現時点ではグローバルネットワークへ加入して当該対応に人的・財務的資源を投入するよりも、当監査法人内で改善を重ねている自社監査ツールを用いることがより監査品質を高めることにつながると判断しております。

ただし、今後監査クライアントの海外活動の拡大等が生じた場合は、グローバルネットワークへの加入を検討していく所存であります。

2. 海外子会社監査への対応

監査クライアントチームが監査計画を適切に検討し、海外子会社のリスク評価を適切に行った上で、必要な監査手続を実施しております。具体的には、当監査法人で適時見直しをしているインストラクションを通じて構成単位の監査人と適切にコミュニケーションを取っております。また、リスク度合いに応じて、現地往査、リモートでの構成単位監査人との面談及び監査調書の査閲も実施しております。

3. IFRS(国際財務報告基準)への対応

国際財務報告基準(IFRS)監査への対応に関しては、一定の人材を確保したうえで、日本公認会計士協会のIFRSに関する研修の受講を義務付けております。これによりIFRSに関するアドバイザリーサービスやIFRSに基づく監査へ対応できる組織の整備を実施しております。

IX. 監査法人東海会計社の監査品質の指標(AQI)

当監査法人は、監査品質の向上に取り組んでおります。当年度における監査品質への取り組みとして、以下の監査品質の指標を想定しております。

項目	AQI	参照箇所
職業倫理・独立性に関する年次確認書提出率	100%	品質管理基盤
平均CPD取得単位数	46.3単位	—
特定のクライアントへの報酬依存度	5.3%	財務基盤
売上高全体に占める監査業務収入の割合	93.8%	財務基盤
自己資本比率	87.2%	財務基盤



(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	I. 統括代表社員からのメッセージ II. 法人概要 3. 当監査法人の行動指針 IV. 組織・ガバナンス基盤 7. 全体研修での方針の伝達
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	II. 法人概要 3. 当監査法人の行動指針
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	II. 法人概要 3. 当監査法人の行動指針 V. 人的基盤 4. 人材教育のための施策
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	I. 統括代表社員からのメッセージ 3. より高い監査品質の確保に向けての経営方針について V. 人的基盤 3. 研修に対する方針等、4. 人材教育のための施策
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	II. 法人概要 2. 当監査法人の関与先 V. 人的基盤 4. 人材教育のための施策 (5) 兼業に関する方針
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	VIII. 国際基盤
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
指針2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	IV. 組織・ガバナンス基盤 3. 社員会
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	III. 品質管理基盤 9. クライアント及び資本市場参加者等とのコミュニケーション
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	V. 人的基盤 3. 研修に対する方針等、4. 人材教育のための施策
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	V. 人的基盤 2. 監査リソースの確保 (3)IT等の専門知識を持つ人材の確保状況 VI. IT基盤
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	IV. 組織・ガバナンス基盤 4. 経営会議
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	IV. 組織・ガバナンス基盤 6. 経営監視委員会
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、6. 経営監視委員会

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、6. 経営監視委員会
	・組織的な運営の実効性に関する評価への関与	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、6. 経営監視委員会
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、6. 経営監視委員会
	・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、6. 経営監視委員会
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	III. 品質管理基盤 10. 内部及び外部通報制度
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	III. 品質管理基盤 9. クライアント及び資本市場参加者等とのコミュニケーション
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関である「経営監視委員会」の構成員が、その機能を実効的に果たせるよう、必要な資料を構成員(独立した第三者の弁護士を含む)に対して適時に提出しております。具体的には社員会等の主要な会議を通して、必要な資料を提供しております。
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	I. 統括代表社員からのメッセージ IV. 組織・ガバナンス基盤 1. 組織・ガバナンスに関する基本方針、7. 全体研修での方針の伝達

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	V. 人的基盤 4. 人材教育のための施策 (4) 人事評価
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	III. 品質管理基盤 5. 資源の利用
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	V. 人的基盤 4. 人材教育のための施策 (5) 兼業に関する方針
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	V. 人的基盤 2. 監査リソースの確保、4. 人材教育のための施策
指針4-3	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	V. 人的基盤 2. 監査リソースの確保、3. 研修に対する方針等、4. 人材教育のための施策
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査部において、経営陣幹部及び監査役等との間で最低限実施すべきコミュニケーションの内容と実施時期を定めております。また、審査担当者がコミュニケーションの内容を監査責任者に確認する又は監査調書を閲覧することで把握し、率直かつ深度ある意見交換が実施できていることを確認しております。
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	III. 品質管理基盤 10. 内部及び外部通報制度
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	年次報告書を作成して本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能にしております。

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
指針５－２	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	I. 統括代表社員からのメッセージ
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	II. 法人概要 3.当監査法人の行動指針
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	I. 統括代表社員からのメッセージ IX. 監査法人東海会計社の監査品質の指標(AQI)
	・監査法人における品質管理システムの状況	III. 品質管理基盤
	・経営機関等の構成や役割	IV. 組織・ガバナンス基盤
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	IV. 組織・ガバナンス基盤 6. 経営監視委員会
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	II. 法人概要 2. 当監査法人の関与先 V. 人的基盤 4. 人材教育のための施策 (5) 兼業に関する方針
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	VI. IT基盤
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	V. 人的基盤
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	VII. 財務基盤
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	VIII. 国際基盤
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	III. 品質管理基盤 8. 品質管理システムに関するモニタリングと評価 IV. 組織・ガバナンス基盤 6. 経営監視委員会
指針５－３	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	VIII. 国際基盤 1. グローバルネットワークへの加入方針

	原則・指針	当法人の取り組み(年次報告書の参照箇所含む)
指針5-3	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)	VII, 国際基盤 1. グローバルネットワークへの加入方針
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	VII, 国際基盤 1. グローバルネットワークへの加入方針
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	VII, 国際基盤 1. グローバルネットワークへの加入方針
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	III, 品質管理基盤 9. クライアント及び資本市場参加者等とのコミュニケーション
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	ガバナンスコード(本表) III, 品質管理基盤 8. 品質管理システムに関するモニタリング
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	III, 品質管理基盤 9. クライアント及び資本市場参加者等とのコミュニケーション また、日本公認会計士協会から提供された情報、当監査法人のホームページ等によせられた情報などについても組織運営に活用するように努めております。